

○児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の改正について

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直しに伴い、条例を改正するため。

2 国の基準省令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）の改正経過

- (1) 令和 3 年厚生労働省令第10号、令和 3 年 1 月25日公布、4 月 1 日施行
- (2) 令和 3 年厚生労働省令第55号、令和 3 年 3 月23日公布、4 月 1 日又は 7 月 1 日施行
- (3) 令和 3 年厚生労働省令第86号、令和 3 年 4 月 8 日公布、令和 4 年 4 月 1 日施行

3 国の基準省令の改正概要

- (1) 障害児入所施設及び児童発達支援センターに対する「業務継続計画の策定」及び「衛生管理等」に係る規定の追加（※ 3 年間の経過措置（猶予期間）あり）

（内容）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。

また、感染症又は食中毒の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。

- (2) 障害児入所施設及び児童発達支援センターに対する非常災害対策に係る規定の追加
- （内容）

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策が求められる事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

- (3) 心理療法担当職員等の資格要件の条文整備

（内容）

乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設等に係る心理療法担当職員等の資格要件として、大学院において心理学を専修する研究科を卒業した者を明記する。

- (4) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設の職員基準の改正

（※ 1 年間の経過措置（猶予期間）あり）

（内容）

児童指導員及び保育士の総数について、下記のとおり変更する。

（改正前）おおむね児童の数を、4.3人で除して得た数以上

（改正後）おおむね児童の数を、4 人で除して得た数以上

(5) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の職員基準の改正

(※1年間の経過措置(猶予期間)あり)

(内容)

児童指導員及び保育士の総数について、下記のとおり変更する。

(改正前) 乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき1人以上

(改正後) 児童おおむね4人につき1人以上

(6) 福祉型児童発達支援センター(主として重症心身障害児を通わせるものを除く。)

の職員基準の改正(※1年間の経過措置(猶予期間)あり)

(内容)

医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合は、看護職員を置かなければならないものとする。ただし、医療機関等との連携から、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等は、看護職員を置かないことができることとする。

なお、看護職員を配置した場合、当該看護職員は機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の総数に含められるものとするが、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターは除く。)

(7) 利用者への説明、同意等及び記録の保存等に係る見直し

(内容)

利用者の利便性向上や事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等の内、書面で行うものについて、電磁的方法による対応を認めることとする。

(8) 乳児院、児童養護施設等の長の資格要件の変更

(内容)

乳児院、児童養護施設等の長の任用要件について、児童福祉事業又は社会福祉事業に従事していた期間を勘案していたものについて、相談援助業務に従事していた期間を勘案することとする。

なお、省令の施行日(令和4年4月1日)に、施設の長として勤務している者に限っては、引き続き職員として業務を行うことができることとするため、改正後の資格要件を満たす者とみなす。

4 条例改正の概要

(1) 国の基準省令の改正内容と同様の改正とします。

(2) 省令改正の公布期日と施行期日との間に期間的余裕がないことが多いため、「本市独自基準以外の基準は国の省令で定める基準のとおりとする」旨の条文と、本市独自基準の条文の構成に改めます。

5 本市が定めている独自基準

(1) 基準の目的

国の基準省令の内容	本市の基準条例の内容
児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障する。	以下の内容を加える。 ・人権への配慮 ・入所している者の最善の利益が図られること ・生きる力や育つ力の育成

(2) 児童福祉施設の設備基準

国の基準省令の内容	本市の基準条例の内容
規定なし	児童福祉施設に対し、駐車場の設置を努力義務とする。

(3) 乳児院の設備基準

国の基準省令の内容	本市の基準条例の内容
規定なし	調乳室及び屋外遊戯場の設置を努力義務とする。

(4) 乳幼児10人以上を入所させる乳児院の職員（看護師等）

国の基準省令の内容	本市の基準条例の内容
以下の乳幼児に対し1人以上の看護師を配置すること。 （保育士・児童指導員をもって代えることができる） ・満2歳未満の乳幼児 おおむね1.6人 ・満2歳以上 満3歳未満の幼児 おおむね2人 ・満3歳以上の幼児 おおむね4人 乳幼児20人以下を入所させる施設には、上記のほか保育士を1人以上追加	以下の乳幼児に対し1人以上の看護師を配置すること。 （保育士・児童指導員をもって代えることができる） ・満2歳未満の乳幼児 おおむね1.3人 ・満2歳以上 満3歳未満の幼児 おおむね2人 ・満3歳以上の幼児 おおむね3人

(5) 保育所の設備基準

①調乳室、浴室、相談室

国の基準省令の内容	本市の基準条例の内容
規定なし	調乳室、浴室及び相談室の設置を努力義務とする。

②乳児室の面積

国の基準省令の内容	本市の基準条例の内容
・乳児室の面積 乳児又は2歳未満の幼児1人につき 1.65㎡以上 ・ほふく室の面積 乳児又は2歳未満の幼児1人につき 3.3㎡以上	・乳児室（ほふく室を兼ねるものを含む。）の面積 乳児又は2歳未満の幼児1人につき 3.3㎡以上

(6) 保育所の職員（保育士）

国の基準省令の内容	本市の基準条例の内容
以下の乳幼児に対し 1 人以上を配置すること。	以下の乳幼児及び障害児に対し 1 人以上を配置すること。
・乳児 おおむね 3 人	・乳児 おおむね2.57人
・満 1 歳以上	・満 1 歳以上
満 3 歳未満の幼児 おおむね 6 人	満 2 歳未満の幼児 おおむね4.5人
・満 3 歳以上	・満 2 歳以上
満 4 歳未満の幼児 おおむね20人	満 3 歳未満の幼児 おおむね5.2人
・満 4 歳以上の幼児 おおむね30人	・満 3 歳以上
	満 4 歳未満の幼児 おおむね18人
	・満 4 歳以上の幼児 おおむね27人
	・障害児 おおむね4.5人
	・上記に加え保育士を 1 人追加

(7) 保育所の設備基準の特例の適用除外

国の基準省令の内容	本市の基準条例の内容
(保育所の設備の基準の特例) 第32条の2 満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、一定の要件を満たす保育所は、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。	適用していない

(8) 保育所の職員配置に係る特例の適用除外

国の基準省令の内容	本市の基準条例の内容
(保育所の職員配置に係る特例) 第94条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、一定の要件を満たす保育所は、省令第33条第2項ただし書の規定（保育士の数は、保育所一につき二人を下ることはできない。）を適用しないことができる。	適用していない

第95条から第97条まで 第94条の規定を適用する場合における、 補足規定	適用していない
---	---------

国の基準省令の内容	本市の基準条例の内容
(経過措置) 2 乳児4人以上を入所させる保育所に係る改正後の保育士の数の算定については当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。(児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則)	適用していない

(9) 児童養護施設の設備基準

国の基準省令の内容	本市の基準条例の内容
規定なし	・居室の個室化及び小規模なグループによるケアを行うことを努力義務とする。 ・屋外遊び場の設置を努力義務とする。

(10) 児童養護施設の職員(児童指導員及び保育士の総数、看護師)

国の基準省令の内容	本市の基準条例の内容
(児童指導員及び保育士の総数) 以下の児童に対し1人以上を配置すること。 ・満2歳未満の幼児 おおむね1.6人 ・満2歳以上 - 満3歳未満の幼児 おおむね2人 ・満3歳以上の幼児 おおむね4人 ・少年 おおむね5.5人 児童45人以下を入所させる施設には、上記のほか1人以上追加。 (看護師) 以下の乳児に対し1人以上を配置すること。 ・乳児 おおむね1.6人	(児童指導員及び保育士の総数) 以下の児童に対し1人以上を配置すること。 ・満2歳未満の幼児 おおむね1.3人 ・満2歳以上 - 満3歳未満の幼児 おおむね2人 ・満3歳以上の幼児 おおむね3人 ・少年 おおむね4人 (適用していない) (看護師) 以下の乳児に対し1人以上を配置すること。 ・乳児 おおむね1.3人

6 パブリック・コメント手続の結果

令和3年7月13日から8月2日まで(意見等の提出 なし)

7 施行期日 令和3年10月1日